（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計画主体	吉野川市

吉野川市鳥獣被害防止計画

（令和７年度～令和９年度）

＜連絡先＞
担当部署名　吉野川市農林業振興課
所在地　徳島県吉野川市鴨島町鴨島１１５－１
電話番号　０８８３－２２－２２２８
ＦＡＸ番号　０８８３－２２－２２３７
メールアドレス　noushin@city.yoshinogawa.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ､アナグマ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	吉野川市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
		被害面積（ａ）	被害額（万円）
イノシシ	野菜、イモ類､、水稲	２	８
シカ	野菜、イモ類、麦類、果樹類、水稲	１３７	４２６
サル	果樹類、イモ類、野菜、山菜類	１０	４１
カラス	野菜、果樹類、家畜飼料	－	－
ハクビシン	果樹類	－	－
タヌキ	野菜、果樹類	－	－
キツネ	野菜、果樹類	－	－
アライグマ	果樹類、	－	－
アナグマ	野菜、果樹類	－	－
ムクドリ	豆類、果樹類	－	－
ヒヨドリ	豆類、果樹類	－	－
カワウ	魚類	－	－
計		１４９	４７５

（２）被害の傾向

〇イノシシ
　春期においてタケノコや山菜類、夏期から秋期にかけて水稲や野菜の食害が発生しており、年間を通じて圃場の掘り起こし、畔を崩す等の被害が発生している。生息調査及び市民からの被害情報の結果、近年、生息数の増加が確認されている。
　また、これまで被害を受けなかった地域にも被害が発生するなど、被害面積、金額ともに増加傾向にある。

〇シカ
　近年、大幅な頭数の増加、広域化の傾向にある。従来は中山間部での被害が中心だったが、平地の住宅街付近にまで被害が拡大している。野菜等の他、果樹の樹皮の食害により立ち枯れが発生するなど、被害は多岐にわたっている。

〇サル
　近年、生息数が顕著に増加しており、群れによる果樹類への食害や、圃場の防除ネットを破壊しての野菜などへの食害が増えている。
　また、住宅地周辺へ離れザルが出没し、家庭菜園の食害や人家への侵入、通行人への威嚇といった人的被害も一部には発生している。

〇カラス
　春先から夏期はビワやスイカ、夏期から秋期にかけてブドウや野菜全般、秋期に入ると柿やみかんへの食害が発生している。

〇ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ、アナグマ、ムクドリ、ヒヨドリ
　ハクビシンをはじめとした小動物が住宅地周辺にも出現し、主にブドウ、桃、ミカンといった果樹類が食害に遭っている。
　また、糞害や食べ散らかしなどにより生活環境の悪化も報告されている。

〇カワウ
　近年、カワウの目撃情報が増加し、それに伴いアユの被害が増加している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）＊	目標値（令和９年度）
イノシシ	６１ａ　１５２万円	５７ａ　１４４万円
シカ	１３７ａ　４２６万円	１３０ａ　４０４万円
サル	１０ａ　４１万円	９ａ　３８万円
合　計	１４９ａ　４７５万円	１９６ａ　５８６万円

※イノシシのみ豚熱発生前の令和３年度

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	吉野川市有害鳥獣捕獲対策協議会を組織し、年間を通した捕獲体制の整備を図っている。 市猟友会員で組織した捕獲班に捕獲許可を行い捕獲駆除を行うとともに、生息数調査等を行い、有害鳥獣の動向の把握に努めている。 狩猟免許取得補助事業を行い、捕獲の担い手の確保・育成を図っている。	捕獲班の高齢化と班員数の減少が懸念され、捕獲従事者の確保・育成が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用する他、市独自の侵入防止柵設置補助事業を行い、侵入防止柵を設置して、イノシシ・シカ・サルの農作物被害防除に取り組んでいる。	防止柵を設置した地域は農作物の被害が減少したが、周辺やその他の地域に被害が発生しているため、効果的な侵入防止柵等の設置を検討する。
生息環境管理その他の取組	地域集落及び中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の活動組織員による放任果樹の撤去等を行い、地域の生息環境管理等に取り組んでいる。	地域集落や活動組織員の減少と高齢化により、生息環境管理の地域ぐるみでの取り組みが困難となってきている。

（５）今後の取組方針

引き続き国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、有害鳥獣捕獲の強化、侵入防止柵等の設置を行うほか、市独自の進入防止柵設置補助事業も実施する。また、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業とも連携し、地域が一体となった草刈や、耕作放棄地解消による有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。同時に、ＩＣＴ機器や技術を導入し業務の効率化を図る。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

吉野川市内の猟友会員で組織した各捕獲班と委託契約を結び、有害鳥獣捕獲による鳥獣の捕獲駆除を実施する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
７	イノシシ シカ サル その他	・侵入防止柵･防護ネット等の導入、設置 ・箱わな、くくりわな、大型囲いわな等の捕獲資機材の導入 ・狩猟免許取得推進等による鳥獣捕獲担い手の確保育成 ・集落単位による有害鳥獣の侵入防止活動の啓発、推進
８		
９		

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
徳島県鳥獣保護管理事業計画及び徳島県ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル適正管理計画との整合性を図りつつ、過去の捕獲実績と生息数調査に基づき設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	７年度	８年度	９年度
イノシシ	３００	３００	３００
オスジカ	３５０	３５０	３５０
メスジカ	３５０	３５０	３５０
サル	１００	１００	１００
カラス	１００	１００	１００
ハクビシン	１０	１０	１０
タヌキ	１０	１０	１０
キツネ	１０	１０	１０
アライグマ	１０	１０	１０
アナグマ	１０	１０	１０
ムクドリ	５０	５０	５０
ヒヨドリ	５０	５０	５０
カワウ	５０	５０	５０

捕獲等の取組内容
○イノシシ、シカ 　農作物被害の軽減を図るため、年間を通して有害鳥獣捕獲を実施。 ○サル 　被害が多い地域を重点的に、主に銃器による加害個体（群）の有害鳥獣捕獲を通年実施。より効率的な捕獲を目指し、大型囲いわな導入を検討。 ○その他の鳥獣 　被害が多い地域を重点的に、銃器、箱わな、くくりわなによる有害鳥獣捕獲を通年実施。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
有害鳥獣捕獲班と情報を交換するとともに、市民からの情報提供により、捕獲・駆除する場所や周辺状況に応じて、銃器、箱わな、くくりわな等により有害鳥獣の捕獲駆除を実施している。実施時期については、通年で行っている。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	７年度	８年度	９年度
イノシシ、シカ、サル	防護柵 6,000m （ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵、電気柵）	防護柵 6,000m （ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵、電気柵）	防護柵 6,000m （ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵、電気柵）

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	７年度	８年度	９年度
イノシシ、シカ、サル	設置集落において、見回りや維持補修等の管理を行う。 モンキードッグの育成・活用について検討する。	設置集落において、見回りや維持補修等の管理を行う。 モンキードッグの育成・活用について検討する。	設置集落において、見回りや維持補修等の管理を行う。 モンキードッグの育成・活用について検討する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ、シカ、サル、その他	地域住民の意識改革による被害防除体制の確立 広報等による被害防除対策の普及啓発活動
8	イノシシ、シカ、サル、その他	地域住民の意識改革による被害防除体制の確立 広報等による被害防除対策の普及啓発活動
9	イノシシ、シカ、サル、その他	地域住民の意識改革による被害防除体制の確立 広報等による被害防除対策の普及啓発活動

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

※詳細は『市街地徘徊鳥獣対応マニュアル』を参照

構成機関の名称	役割
吉野川市（農林業振興課）	事務局、関連機関に関する連絡・調整
吉野川市地区猟友会	有害鳥獣捕獲に関する業務
鳥獣保護管理員	鳥獣保護関連業務
県東部農林水産局	鳥獣被害への助言・指導等の支援
県鳥獣対策・里山振興課	鳥獣被害への助言・指導等の支援
阿波吉野川警察署	住民の生命､身体に係る安全確保業務
吉野川市教育委員会	学校における安全確保業務
県教育委員会	学校における安全確保業務
吉野川市こども未来課	子ども園における安全確保業務

注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制（例）

※詳細は『市街地徘徊鳥獣対応マニュアル』を参照

住民 → 吉野川市（農林業振興課）→ 阿波吉野川警察署
→ 吉野川市地区猟友会　→ 鳥獣保護管理員
→ 県東部農林水産局→ 県鳥獣対策・里山振興課
→ 市教育委員会・こども未来課

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカは自己消費又は埋設処理 サル、その他鳥獣は埋設処理

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

県や各種団体等の実施する衛生処理講習会や研修会に積極的に参加し、知識と技術の向上を図る。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	吉野川市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
吉野川市	事務局、協議会に関する連絡・調整
吉野川市地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供
徳島県農業協同組合	農業従事者団体の意見及び普及指導
徳島北部森林組合	林業従事者団体の意見及び普及指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護関連業務
県東部農林水産局〈徳島〉林業振興担当	鳥獣被害対策への助言・指導等の支援
県吉野川農業支援センター	鳥獣被害対策への助言・指導等の支援
鴨島地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲
川島地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲
山川地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲
美郷地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲
吉野川市統一有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲
吉野川市議会	立法者としての意見提示
吉野川市農業委員会	農業者としての意見提示
徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所	国の施設管理者としての意見提示

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２４年度より行政職員を中心とした実施隊を結成し、猟友会の有害鳥獣捕獲班と連携、協力しながら捕獲活動を行っている。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域的な鳥獣被害対策に対処するため、県をはじめ近隣自治体や関係機関との連携を図る。